

被災者支援ハンドブック

(令和6年5月17日現在)

珠洲市

目次

No.	支援制度名	頁
0.り災証明書・支援制度窓口案内		
0-1	り災証明書・被災証明書・被災届出証明書	1
0-2	被災者支援総合窓口	3
0-3	公費解体受付窓口	3
1. 経済的な支援(地震による人的被害、住家被害等)		
1-1	災害弔慰金・災害障害見舞金	4
1-2	被災者生活再建支援金	5
1-3	石川県義援金・珠洲市義援金(人的被害)	7
1-4	石川県義援金・珠洲市義援金(住家被害)	9
1-5	石川県義援金(特別給付分)	10
1-6	生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付	11
1-7	児童扶養手当の災害特例措置	12
1-8	火葬費用の補助	12
2. 避難のための支援		
2-1	2次避難	13
2-2	ペット相談	13
3. すまいの確保・再建のための支援		
3-1	家屋等の公費解体	14
3-2	応急修理制度	15
3-3	宅内配管・排水管の修繕に関する受付窓口	16
3-4	合併浄化槽の点検・復旧工事	17
3-5	応急仮設住宅(建設型)	18
3-6	賃貸型応急住宅(みなし仮設)	19
3-7	公営住宅(石川県)	21
3-8	生活家電の購入に対する支援【賃貸型応急住宅(みなし仮設)・公営住宅】	22
4. 各種減免・支払いの猶予など		
4-1	市民税の減免	23
4-2	軽自動車税の課税保留	23
4-3	国民年金保険料の免除	24
4-4	国民健康保険税の減免	25
4-5	後期高齢者医療保険料の減免	27
4-6	介護保険料の減免	29
4-7	介護サービス利用料の免除	29
4-8	医療費の一部負担金免除(国民健康保険・後期高齢者医療保険)	30
4-9	保育料の減免	31
4-10	小中学校の給食費の免除	31
4-11	市営住宅および賃貸住宅コーポ晴気台の住宅使用料等免除	32
5. 事業者に対する支援		
5-1	なりわい再建支援事業	33
5-2	雇用調整助成金の特例措置	34
5-3	雇用保険の基本手当の特例措置	35
5-4	農林水産の相談窓口	35
5-5	能登事業者支援センター	36

No.0 り災証明書・支援制度窓口案内

No.0-1 り災証明書・被災証明書・被災届出証明書

内容	<p>■り災証明書</p> <p>り災証明書は、住家などの被害の程度を証明するものです。行政などが実施する各種支援制度を利用するために必要な書類です。</p> <p>■被災証明書</p> <p>住家以外の建物に被害が生じた場合は、り災証明書発行と同様の手続きを経て、り災証明書に準じた被災証明書を交付します。</p>
対象となる方	災害により建物に被害を受けられた方
窓口 受付時間	<p>■窓口</p> <p>珠洲市役所 1階市民課</p> <p>■受付時間</p> <p>全日 8時30分～18時30分</p>
必要書類	<p>・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)</p> <p>・調査済証(お忘れの場合でも本人確認書類があれば、交付可)</p>
その他	<p>■その他の申請方法</p> <p>①郵送申請</p> <p>申請書と本人確認書類(運転免許証等)の写しを郵送してください。</p> <p><書類提出先></p> <p>〒927-1295 石川県珠洲市上戸町北方1字6番地の2</p> <p>珠洲市役所 市民課</p> <p>②県内の他の自治体窓口での申請</p> <p>県内の他の自治体へ避難した方は、避難先の自治体窓口で交付申請ができます。</p> <p>③オンライン申請</p> <p>マイナポータルの「びったりサービス」で、り災証明書のオンライン申請ができます。</p> <p>事前にマイナポータルの利用者登録およびログインが必要です。</p> <p>入力フォームに必要事項を入力し、申請してください。なお、申請にはマイナンバーカードによる電子署名が必要です。</p> <p>※詳しくは、珠洲市ホームページをご確認ください。</p>
お問合せ先	<p>珠洲市役所 市民課 市民相談室 ☎0768-82-7732</p> <p>受付時間 全日 8時30分～18時30分</p>



内容	<p>■被災届出証明書</p> <p>被災届出証明書は「建物以外の構築物(門、ブロック塀など)・動産(機械、車など)」について、被害の届出が珠洲市にあったことを証明するものです。被災の程度や被災した事実を証明するものではありません。</p> <p>※提出先に被災届出証明書が必要か確認いただき、必要な場合は申請してください。</p>
対象となる方	災害により被害を受けられた方
窓口 受付時間	<p>■窓口</p> <p>珠洲市役所 1階市民課</p> <p>■受付時間</p> <p>全日 8時30分～18時30分</p>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど) ・被害の状況がわかる写真(日付入り)や被害が生じたことを確認できる資料(修繕の見積書など)
その他	<p>■その他の申請方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵送申請 <p>①被災届出証明書をダウンロードして、必要事項を記載してください。</p> <p>②被災届出証明書に「被害の状況がわかる写真(日付入り)」または「被害が生じたことを確認できる資料(修繕の見積書など)」を添付して、珠洲市役所市民課まで送付してください。</p> <p>③受付後、証明書(被災届出証明書の写し)を返送します。</p> <p><書類提出先></p> <p>〒927-1295 石川県珠洲市上戸町北方1字6番地の2 珠洲市役所 市民課</p>
お問合せ先	<p>珠洲市役所 市民課 市民相談室 ☎0768-82-7732</p> <p>受付時間 全日 8時30分～18時30分</p>



No.0-2 被災者支援総合窓口

内容	災害により被害を受けられた方が利用できる支援制度等の案内を行う窓口です。	
対象となる方	災害により被害を受けられた方	
窓口 受付時間	■窓口 珠洲市役所 1階 市民ロビー ■受付時間 全日 8時30分～18時30分	
必要書類等	・り災証明書 ・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど) ・振込先口座の通帳等の写し(義援金・被災者生活再建支援金の申請が必要な方)	
お問合せ先	珠洲市役所代表番号 ☎0768-82-2222 受付時間 全日 8時30分～18時30分	

No.0-3 公費解体受付窓口

内容	公費解体の受付を行う窓口です。	
対象となる方	被災家屋等の被害程度が半壊以上で、公費解体を希望するすべての方	
窓口 受付時間	■窓口 珠洲市民図書館 ■受付時間 全日 8時30分～18時	
必要書類等	No 3-1 家屋等の公費解体(14頁)参照	
お問合せ先	公費解体受付専用ダイヤル ☎080-7974-1737 / ☎080-7046-1827 受付時間 全日 8時30分～17時 (※窓口受付時間とは異なります。)	

No.1 経済的な支援(地震による人的被害、住家被害等)

No.1-1 災害弔慰金・災害障害見舞金

<p>支援の内容</p>	<p>■災害弔慰金 災害により死亡された方(災害関連死を含む)のご遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹)に弔慰金を支給します。</p> <table border="1" data-bbox="355 510 1433 611"> <tr> <td>生計維持者が死亡した場合</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>その他の者が死亡した場合</td> <td>250万円</td> </tr> </table> <p>■災害障害見舞金 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合で、その後も重度の障害が残った方に見舞金を支給します。</p> <table border="1" data-bbox="355 757 1433 857"> <tr> <td>生計維持者が障害を負った場合</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>その他の者が障害を負った場合</td> <td>125万円</td> </tr> </table>	生計維持者が死亡した場合	500万円	その他の者が死亡した場合	250万円	生計維持者が障害を負った場合	250万円	その他の者が障害を負った場合	125万円
生計維持者が死亡した場合	500万円								
その他の者が死亡した場合	250万円								
生計維持者が障害を負った場合	250万円								
その他の者が障害を負った場合	125万円								
<p>対象となる方</p>	<p>■災害弔慰金 死亡診断書等により災害による死亡と確認できた場合。災害関連死については、災害との相当な因果関係があることが確認できる書類の提出を受けて、審査・認定します。</p> <p>■災害障害見舞金 災害により下記のような障害を受けられた方</p> <p>ア. 両眼が失明した人 イ. 咀嚼(そしゃく)および言語の機能を廃した人 ウ. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 エ. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 オ. 両上肢をひじ関節以上で失った人 カ. 両上肢の用を全廃した人 キ. 両下肢をひざ関節以上で失った人 ク. 両下肢の用を全廃した人 ケ. 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人</p>								
<p>必要書類等</p>	<p>危機管理室までお問合せください。</p>								
<p>その他</p>									
<p>お問合せ先</p>	<p>危機管理室 ☎0768-82-7725 受付時間 平日 8時30分~18時30分</p> 								

No.1-2 被災者生活再建支援金

支援の内容	災害により、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を給付します。					
	区分	基礎支援金 (住宅の被害に応じて支給する支援金)		加算支援金 (住宅の再建方法に応じて 支給する支援金)		合計
		被害の程度	金額	再建方法	金額	
複数世帯	・全壊 ・半壊解体 ・敷地被害解体 ・長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円	
			補修	100万円	200万円	
			賃借	50万円	150万円	
	・大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円	
			補修	100万円	150万円	
			賃借	50万円	100万円	
	・中規模半壊 ・半壊	-	建設・購入	100万円	100万円	
			補修	50万円	50万円	
			賃借	25万円	25万円	
	単数世帯	・全壊 ・半壊解体 ・敷地被害解体 ・長期避難世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
				補修	75万円	150万円
				賃借	37.5万円	112.5万円
・大規模半壊		37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円	
			補修	75万円	112.5万円	
			賃借	37.5万円	75万円	
・中規模半壊 ・半壊	-	建設・購入	75万円	75万円		
		補修	37.5万円	37.5万円		
		賃借	18.75万円	18.75万円		
対象となる方	災害により被害を受けた世帯であって、下記のいずれかに該当する世帯					
	全壊	り災証明書で「全壊」と認定された世帯				
	半壊解体	り災証明書で「大規模半壊・中規模半壊・半壊」と認定され、やむを得ず解体された世帯				
	敷地被害解体	住宅の敷地に被害が生じ、敷地を補修するには、住宅を解体せざるを得ない世帯				
	長期避難世帯	長期避難に認定された世帯				
	大規模半壊	り災証明書で「大規模半壊」と認定された世帯				
	中規模半壊	り災証明書で「中規模半壊」と認定された世帯				
	半壊	り災証明書で「半壊」と認定された世帯				

<p>必要書類等</p>	<p>■基礎支援金 (①～④全員共通) ①被災者生活再建支援金支給申請書 ②り災証明書 ③通帳の写し ④マイナンバーカード、もしくは、住民票 ⑤解体証明書または滅失登記簿謄本(半壊解体・敷地被害解体の場合) ⑥敷地被害証明書類(敷地被害解体の場合) ⑦長期避難世帯証明書(長期避難世帯の場合)</p> <p>■加算支援金 (①～④全員共通) ①被災者生活再建支援金支給申請書 ②り災証明書 ③通帳の写し ④マイナンバーカード、もしくは、住民票 ⑤解体証明書または滅失登記簿謄本(半壊解体・敷地被害解体の場合) ⑥敷地被害証明書類(敷地被害解体の場合) ⑦長期避難世帯証明書(長期避難世帯の場合) ⑧建設・購入、補修、賃貸借等の契約書の写し</p> <p>※基礎支援金を申請した後に、加算支援金を申請する場合や、基礎支援金と加算支援金を同時に申請する場合は、重複する書類(①～⑦)は省略できます。</p>
<p>お問合せ先</p>	<p>危機管理室 ☎0768-82-7725 受付時間 平日 8時30分～18時30分</p> 

No.1-3 石川県義援金・珠洲市義援金(人的被害)

支援の内容 対象となる方	災害により被害を受けられた方に、義援金を配分します。				
	区分	対象	石川県義援金		珠洲市 義援金
			一次配分	二次配分	
死者	死亡した事実が死亡診断書等により証明された方(災害関連死を含む) ※災害弔慰金の対象者 ※県外に住民登録があり、珠洲市で地震により死亡された方も対象です。	20万円	80万円	20万円	
重傷者	1か月以上の治療を要する負傷を負った方 ※被災後の片付け作業中の負傷などの2次被害は対象外 ※県外に住民登録があり、珠洲市で地震により負傷された方も対象です。	10万円	-	10万円	
必要書類等	対象者の住民登録地によって、申請先、必要書類が異なります。				
	■【珠洲市】が住民登録地の方				
	区分	申請先		必要書類	
		石川県義援金	珠洲市義援金		
	死者	珠洲市	珠洲市	申請不要 (災害弔慰金の対象者が該当)	
重傷者	珠洲市	珠洲市	・令和6年能登半島地震災害義援金(第一次+第二次)配分申請書 ・医師の診断書 ・振込先口座の通帳等の写し		
■【石川県内(珠洲市外)】が住民登録地の方					
区分	申請先		必要書類		
	石川県義援金	珠洲市義援金			
死者	住民登録地の市町村	珠洲市	・令和6年能登半島地震災害義援金(珠洲市)配分申請書 ・災害弔慰金が支給されたことわかる書類 ・振込先口座の通帳等の写し		
重傷者	住民登録地の市町村	住民登録地の市町村	・令和6年能登半島地震災害義援金(第一次+第二次)配分申請書		

			<ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書 ・振込先口座の通帳等の写し 														
<p>※「死者」区分の手続きについて</p> <p>石川県義援金については、住民登録地の市町村での手続きが必要です。 その他手続きについては、珠洲市で手続きできます。</p> <p>■【石川県外】が住民登録地の方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">申請先</th> <th rowspan="2">必要書類</th> </tr> <tr> <th>石川県義援金</th> <th>珠洲市義援金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死者</td> <td>珠洲市</td> <td>珠洲市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年能登半島地震災害義援金(第一次+第二次)配分申請書 ・災害弔慰金が支給されたことのわかる書類 ・振込先口座の通帳等の写し </td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>珠洲市</td> <td>珠洲市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年能登半島地震災害義援金(第一次+第二次)配分申請書 ・医師の診断書 ・振込先口座の通帳等の写し </td> </tr> </tbody> </table>				区分	申請先		必要書類	石川県義援金	珠洲市義援金	死者	珠洲市	珠洲市	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年能登半島地震災害義援金(第一次+第二次)配分申請書 ・災害弔慰金が支給されたことのわかる書類 ・振込先口座の通帳等の写し 	重傷者	珠洲市	珠洲市	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年能登半島地震災害義援金(第一次+第二次)配分申請書 ・医師の診断書 ・振込先口座の通帳等の写し
区分	申請先		必要書類														
	石川県義援金	珠洲市義援金															
死者	珠洲市	珠洲市	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年能登半島地震災害義援金(第一次+第二次)配分申請書 ・災害弔慰金が支給されたことのわかる書類 ・振込先口座の通帳等の写し 														
重傷者	珠洲市	珠洲市	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年能登半島地震災害義援金(第一次+第二次)配分申請書 ・医師の診断書 ・振込先口座の通帳等の写し 														
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・災害弔慰金の対象者・石川県義援金(第一次配分)を申請した方は申請不要です。 ※追加配分は同じ口座に振り込みます。 ・人的被害・住家被害は重複申請可能です。(9頁参照) ・手続きは、被災者支援総合窓口または郵送(代理人手続きの場合、郵送は不可) 																
お問合せ先	人的被害・住家被害の義援金配分、申請手続きに関すること 危機管理室 ☎0768-82-7725 受付時間 平日 8時30分～18時30分																

No.1-4 石川県義援金・珠洲市義援金(住家被害)

支援の内容 対象となる方	災害により被害を受けられた世帯に、義援金の配分を行います。				
	区分	対象	石川県義援金		珠洲市 義援金
			一次配分	二次配分	
	全壊	り災証明書で「全壊」と認定	20万円	80万円	50万円
	大規模 半壊	り災証明書で「大規模半壊」と認定	15万円	60万円	35万円
	中規模 半壊	り災証明書で「中規模半壊」と認定	10万円	40万円	25万円
	半壊	り災証明書で「半壊」と認定	5万円	20万円	10万円
	準半壊	り災証明書で「準半壊」と認定	－	10万円	5万円
一部 損壊	り災証明書で「一部損壊」と認定	－	3万円	3万円	
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年能登半島地震災害義援金(第一次+第二次)配分申請書 ・り災証明書 ・世帯主の振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し 【被害を受けた住家に住民登録がない場合】 居住していたことを証明する書類（世帯員の水道・電気などの使用量がわかる書類、家屋の賃貸契約書等）				
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援金・石川県義援金(第一次配分)を申請した方は申請不要です。 ※追加配分は同じ口座に振り込みます。 ・人的被害・住家被害は重複申請できます。(8頁参照) ・手続きは、被災者支援総合窓口または郵送(代理人手続きの場合、郵送は不可) 				
お問合せ先	人的被害・住家被害の義援金配分、申請手続きに関すること 危機管理室 ☎0768-82-7725 受付時間 平日 8時30分～18時30分				

No.1-5 石川県義援金(特別給付分)

<p>支援の内容 対象となる方</p>	<p>■全住民一律5万円の配分(石川県義援金特別給付分) 令和6年1月1日時点で、6市町(珠洲市、七尾市、輪島市、志賀町、穴水町、能登町)に、住民登録をされていた方 ※6市町に住民登録がない場合でも、居住実態があったときは、居住を証明する書類の提出により、対象と認められる場合があります。</p>
<p>必要書類等</p>	<p>【全員共通】 ・令和6年能登半島地震義援金(特別給付分)申請書 ・対象となる方の本人確認書類[給付対象者全員分](運転免許証、マイナンバーカードなど) ・振込先口座の通帳等の写し 【代理申請の場合】 ・代理人の本人確認書類 【住民登録がなく居住実態がある方】 ・居住を証明する書類の写し(電気・水道・ガス等の料金明細書、民生委員・町内会長による居住証明など) 【令和6年1月1日以降に亡くなられた方の給付を同じ世帯の方が受け取る場合】 ・申請者(世帯の代表者)の本人確認書類の写し ・死亡されたことを証明する書類(死亡診断書の写し)または死亡の記載がある住民票の写し等)</p>
<p>その他</p>	<p>・義援金(特別給付分)は全員申請が必要です。 ・手続きは被災者支援総合窓口(受付時間9時~17時 ※他手続きと受付時間が異なります。)、郵送(代理人手続きの場合、郵送は不可)または、オンライン手続きで受付しています。</p>
<p>お問合せ先</p>	<p>①住民一律5万円の配分に関すること 義援金配分委員会事務局(石川県健康福祉部企画調整室) ☎076-225-1412 ②住民一律5万円の申請に関すること 石川県コールセンター ☎0120-102-829 受付時間 全日 9時~18時</p> 

No.1-6 生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付

<p>支援の内容</p>	<p>災害により被災し、当座の生活費を必要とする世帯に貸付を行います。</p> <p>■貸付限度額 原則として、一世帯に10万円。ただし、①～④のいずれかに該当する場合は、一世帯につき20万円の貸付も可能。(いずれも1回限り)</p> <p>①世帯員の中に被災による死亡者がいる場合 ②世帯員に要介護者がいる場合 ③4人以上の世帯である場合 ④世帯員に被災による重傷者や妊産婦、学齢児童がいる場合</p> <p>■据置期間 貸付の日から1年以内</p> <p>■償還期間 据置期間終了後2年以内</p> <p>■貸付利子 無利子 ※償還期限後は残元金に対して年3.0%の延滞利子が発生します。</p> <p>■窓口 珠洲市社会福祉協議会</p>
<p>対象となる方</p>	<p>災害により被災し、当座の生活費を必要とする世帯</p>
<p>必要書類等</p>	<p>・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど) ・申込者の預金通帳またはキャッシュカード ※いずれも準備できない場合は、ご相談ください。</p>
<p>その他</p>	<p>避難先の市町の社会福祉協議会でもご相談できます。</p>
<p>お問合せ先</p>	<p>珠洲市社会福祉協議会 ☎0768-82-7751 受付時間 平日 9時～15時</p> 

No.1-7 児童扶養手当の災害特例措置

支援の内容	児童扶養手当について、所得制限を解除し、全部支給となる特例措置があります。 ■適用期間 被災した月から翌年の10月分まで
対象となる方	児童扶養手当の所得制限を受けている場合で、自己または所得税法上の控除対象配偶者および扶養親族の所有する財産について、その価格の概ね2分の1以上の損害を受けた方
必要書類等	・児童扶養手当被災状況書 ・り災証明書(写し)
その他	・所得制限を受けていない場合(全部支給)は対象外です。 ・被害金額には保険金で補てんされた額は含みません。 ・被災した年の所得が所得制限限度額以上であった場合は、後日返還が必要です。 ・所得税法上扶養していない親族の損害については対象外です。
お問合せ先	福祉課(子育て支援係) ☎0768-82-7747 受付時間 平日 8時30分～18時30分



No.1-8 火葬費用の補助

支援の内容	珠洲市営斎場が使用できなかった期間中、市外で火葬するために増加した費用を支給します。 ■対象費用 遺体安置場所や市内葬儀場から市外葬儀場への搬送費、遺体保管料、諸経費(棺、ドライアイス)等 ※別途、石川県からの助成対象になる費用は除きます。 ■申請期限 令和6年12月27日
対象となる方	令和6年1月1日から令和6年3月4日の間に珠洲市に住民登録があった方を、珠洲市外で火葬するための費用を負担した方
必要書類等	・支給申請書兼請求書 ・火葬許可証 ・対象経費の内訳がわかる請求書や領収書の写し ・通帳の写し
その他	詳細は、危機管理室にお問合せください。
お問合せ先	危機管理室 ☎0768-82-7725 受付時間 平日 8時30分～17時15分



No.2 避難のための支援

No.2-1 2次避難

支援の内容	<p>自宅の復旧や仮設住宅等への入居が始まるまでの間、一時的に、被災地の避難所から、2次避難所(金沢以南、または、県外のホテル・旅館)への移動を支援します。</p> <p>※宿泊料は、無料です。食事の提供については、施設によって取扱いが異なります。</p> <p>※ペット受け入れ可能施設が満室のため、ペットを同伴することはできません。ご自身で令和6年能登半島地震動物対策本部(☎076-213-5788)にご連絡いただき、無料一時預かり先を決めてからお申し込みください。</p>	
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル・旅館での自立した生活が可能な方 ・ご家族の介助によりホテル・旅館での生活が可能な方 	
必要書類等	必要書類は別途お問合せください。	
その他	<p>避難所以外で避難生活を送る方の情報登録を LINE、または ☎0120-247-001(石川県 9時~18時)へお願いします。</p> <p>※ご登録いただいた情報は、関係自治体からの支援・情報提供のために利用します。</p>	
お問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> ・2次避難 石川県コールセンター ☎0120-266-755 受付時間 全日 9時~18時 	

No.2-2 ペット相談

支援の内容	一時預かり、相談等の支援	
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットの飼い主でお困りの方 ・お困りの飼い主が周りにいる方 	
必要書類等	必要書類等は別途お問合せください。	
お問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットに関する相談窓口 いしかわ動物愛護センター 能登北部担当 ☎0768-22-2028 受付時間 平日 9時~17時 ・被災したペットの一時預かりおよび健康相談 能登半島地震動物対策本部 ☎076-213-5788 受付時間 平日 10時~16時 	

No.3 すまいの確保・再建のための支援

No.3-1 家屋等の公費解体

支援の内容	災害により損壊した家屋等について、生活環境上の保全を図るため、所有者からの申請に基づき、解体撤去(公費解体)および運搬処分(公費運搬処分)を行います。 また、自費で解体撤去(自費解体)等を行った方についても、市が算定した基準額の範囲内で、償還を受けることができる場合があります。
対象となる方	家屋等の所有者
必要書類等	<p>【全員共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書(または被災証明書) ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など) ・被災家屋等の解体、撤去に係る申請書(様式第1号) ・被災家屋等の配置図(様式第7号) <p>【ア. 代理人が申請する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委任状(様式第9号) ・印鑑登録証明書(家屋等所有者) <p>【イ. 解体する物件が共有名義または相続権者がいる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同意書(様式第10号) ・印鑑登録証明書(権利者全員) ・相続権者がいる場合、相続関係図(様式第11号)と相続権者全員の戸籍謄本 <p>【ウ. 解体する物件に金融機関の抵当権等が設定されている場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同意書または抵当権解除証書等の抹消書類 <p>【エ. 解体する物件に金融機関以外の抵当権等が設定されている場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同意書(様式第12号) ・印鑑登録証明書(権利設定者) <p>【オ. 解体する物件を第三者に貸している場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同意書(様式第13号) <p>【カ. 解体する物件が隣家等に寄りかかっていたり、隣地に倒れている場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同意書(様式第14号または様式15号) <p>【キ. 解体する物件が未登記の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名寄帳または固定資産課税明細
その他	<p>■窓口 珠洲市民図書館</p> <p>■受付時間 全日 8時30分～18時</p> <p>※専用ダイヤルまたはウェブフォームで申請予約も可能です。</p>
お問合せ先	<p>公費解体受付専用ダイヤル ☎080-7974-1737 / ☎080-7046-1827</p> <p>受付時間 全日 8時30分～17時 (窓口受付時間とは異なります)</p> 

No.3-2 応急修理制度

<p>支援の内容</p>	<p>災害により、「大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊」と判定された住宅を、自らの資力では応急修理をすることができない方からの申請に基づき、市が業者に依頼し一定の範囲内で応急修理します。</p> <p>■応急修理の内容</p> <p>【応急修理の範囲】</p> <p>下記4項目のうち、日常生活に必要で欠くことのできない部分で、緊急に行う修理</p> <p>①屋根、基礎、柱、はり、外壁、床等</p> <p>②ドア等の開口部(外部周りや生活に最低限必要な箇所)</p> <p>③電気、ガス、上下水道等の配管、配線</p> <p>④トイレ等の衛生設備</p> <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震の被害と直接関係のある応急修理のみが対象です。 ・内部の仕上材のみの交換や、エアコンなどの家電製品の修理・交換は原則として対象外です。 ・応急修理をする業者について、指定はありません。 <p>■限度額</p> <p>【一世帯あたりの応急修理の限度額】</p> <table border="1" data-bbox="355 1086 1433 1234"> <thead> <tr> <th>住宅の被害の程度</th> <th>応急修理の限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(全壊)、大規模半壊、中規模半壊、半壊</td> <td>70.6万円</td> </tr> <tr> <td>準半壊</td> <td>34.3万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※同一住宅(1戸)に二世帯以上が居住している場合でも、上記の一世帯あたりの額以内となります。</p> <p>■工事完了期限</p> <p>令和6年12月31日</p>	住宅の被害の程度	応急修理の限度額	(全壊)、大規模半壊、中規模半壊、半壊	70.6万円	準半壊	34.3万円
住宅の被害の程度	応急修理の限度額						
(全壊)、大規模半壊、中規模半壊、半壊	70.6万円						
準半壊	34.3万円						
<p>対象となる方</p>	<p>下記全てに該当する方(世帯)</p> <p>①災害救助法が適用された日(令和6年1月1日)に珠洲市に居住する方(世帯)</p> <p>②「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」又は「準半壊」の被害を受けた方(ただし、「全壊」の場合でも、応急修理することにより、居住が可能となる場合は対象となります。)</p> <p>③住宅の応急修理が必要な方(世帯)</p> <p>④自らの資力では応急修理をすることができない方</p>						
<p>必要書類等</p>	<p>■申請者が提出する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書(写し) ・住宅の応急修理申込書(様式第1号) ・資力に関する申出書(様式第2号) ・修理見積書(様式第3号) ・住宅被害状況に関する申出書 						

	<p>■修理業者が提出する書類</p> <p>【修理依頼受付後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請書 <p>【工事の完了後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事完了報告書 ・修理前、修理中、修理後の写真台帳 <p>※必要書類は、環境建設課で配布のほか、珠洲市ホームページからダウンロードできます。</p>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・応急修理を行う箇所について、被害状況が分かる写真を必ず撮影してください。 ・応急修理は、市が業者に直接工事代金を支払う制度です。業者へ工事代金の支払いが完了してしまうと、本制度を利用することができませんので、ご注意ください。 ・原則として、公費解体・建設型仮設住宅との併用はできません。 	
お問合せ先	<p>環境建設課(建築住宅係) ☎0768-82-7756</p> <p>受付時間 平日 8時30分～18時30分</p>	

No.3-3 宅内配管・排水管の修繕に関する受付窓口

支援の内容	<p>被災した住宅における宅内配管・排水管の修繕に関する受付窓口を設置します。</p> <p>■窓口</p> <p>石川県管工事業協同組合連合会事務局内</p> <p>☎0120-055-122</p> <p>■受付時間</p> <p>平日 9時～17時</p> <p>■受付期間</p> <p>令和6年5月13日～7月31日</p>	
対象となる方	宅内配管・排水管の修繕が必要な方	
必要書類等	必要書類は別途お問合せください。	
お問合せ先	<p>石川県生活環境部環境政策課 ☎076-225-1463</p> <p>受付時間 平日 8時30分～17時15分</p>	

No.3-4 合併浄化槽の点検・復旧工事

<p>支援の内容</p>	<p>■合併浄化槽の点検・復旧工事</p> <p>①市設置型(下水道料金を納めている方) 現在、市で浄化槽復旧工事の発注作業を進めています。 工事の日程が決まり次第、お電話にてご連絡します。</p> <p>②個人設置型(下水道料金を納めていない方) 浄化槽に関する相談窓口を開設しています。 被災した浄化槽の点検を実施していますので、ご相談ください。</p> <p>【窓口】 浄化槽コールセンター ☎0120-326-121 受付時間 9時～17時30分(日曜・祝日除く)</p> <p>■浄化槽の修理や入れ替えに係る費用補助 合併浄化槽…修理、入れ替え 単独浄化槽…合併浄化槽に入れ替える場合</p> <table border="1" data-bbox="355 990 1433 1189"> <thead> <tr> <th>浄化槽</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>97.8万円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>118.8万円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>168.8万円</td> </tr> </tbody> </table>	浄化槽	補助上限額	5人槽	97.8万円	6～7人槽	118.8万円	8～10人槽	168.8万円
浄化槽	補助上限額								
5人槽	97.8万円								
6～7人槽	118.8万円								
8～10人槽	168.8万円								
<p>対象となる方</p>	<p>市内に浄化槽(合併浄化槽、単独浄化槽)を所有されている方</p>								
<p>必要書類等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書(珠洲市ホームページでダウンロードできます) ・浄化槽被害調査結果書 ・工事見積書 								
<p>その他</p>	<p>詳細は、環境建設課にお問合せください。</p>								
<p>お問合せ先</p>	<p>環境建設課(上下水道係) ☎0768-82-7786 受付時間 平日 8時30分～18時30分</p> 								

No.3-5 応急仮設住宅(建設型)

<p>支援の内容</p>	<p>災害により、住家に被害を受けた被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない方に対して、応急仮設住宅を建設し、応急住宅を供与します。</p> <p>■窓口 被災者支援総合窓口(市役所1階ロビー) 8時30分～18時30分 ※電子申請もできます。</p> <p>■入居日 仮設住宅が完成次第、順次ご案内</p> <p>■入居期間 住宅完成日から原則2年以内</p> <p>■入居する区域や順序 申し込み内容をもとに、入居地区や順序を決定(先着順ではありません。)</p> <p>■入居にかかる費用 光熱水費は入居者負担(家賃は無料)</p>
<p>対象となる方</p>	<p>下記のいずれかに該当する方</p> <p>①住宅が全壊、全焼または流出し、居住する住宅がない方</p> <p>②半壊(「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。)であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う方</p> <p>③二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路等)が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できない方</p> <p>④住宅の応急修理制度を併用する場合、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる方(半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な方に限る。)</p> <p>⑤その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた方</p> <p>※入居要件についてご不明な方は、環境建設課にお問合せください。</p>
<p>必要書類等</p>	<p>・建設型応急住宅の入居申込書</p> <p>※電子申請ご利用の場合、こちらのQRコードを読み込んでください。</p> 
<p>その他</p>	<p>詳細は、環境建設課にお問合せください。</p>
<p>お問合せ先</p>	<p>環境建設課(建築住宅係) ☎0768-82-7756</p> <p>受付時間 平日 8時30分～18時30分</p> 

No.3-6 賃貸型応急住宅(みなし仮設)

<p>支援の内容</p>	<p>災害により、住宅に大きな被害を受けた方に対して、民間賃貸住宅を活用して賃貸型の応急住宅を供与します。</p> <p>■賃貸住宅の条件</p> <p>①石川県内にある住宅で、家賃が1か月当たり次の額以下であるもの(次の額を超過するものは認められず、超過分を個人負担することも不可)</p> <table border="1" data-bbox="352 510 1426 801"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>石川県内 (金沢市・野々市市を除く)</th> <th>石川県内 (金沢市・野々市市)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人の世帯</td> <td rowspan="2">6万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>2人の世帯</td> <td>8万円</td> </tr> <tr> <td>3～4人の世帯</td> <td>8万円</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上の世帯</td> <td>11万円</td> <td>12万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※富山県、福井県、新潟県の住宅に入居する場合は、別金額</p> <p>②貸主から同意を得ているもの</p> <p>③不動産事業者(仲介業者)が斡旋した住宅であること</p> <p>④原則、耐震性が確保されている住宅であること</p> <p>※入居期間中に、小学校入学年齢に達しない児童(以下、「未就学児」という。)は、入居人数に含めない。ただし、未就学児が2人以上場合は、1人あたり0.5人(小数点以下切り上げ)として換算する。</p> <p>(例)未就学児1人→0人、未就学児2人→1人、未就学児3人→2人</p> <p>■入居期間</p> <p>入居から2年以内(災害時に賃貸住宅に居住されていた方は、入居日から1年以内)</p> <p>※恒久的な住まいの確保後や断水等のライフラインの復旧後、速やかに退去する必要があります。</p> <p>※応急修理制度を併用する場合は、応急修理制度の終了時期までとなります。</p> <p>■入居者が負担する費用</p> <p>光熱水費、駐車場料金、自治会費等</p>	区分	石川県内 (金沢市・野々市市を除く)	石川県内 (金沢市・野々市市)	1人の世帯	6万円	6万円	2人の世帯	8万円	3～4人の世帯	8万円	10万円	5人以上の世帯	11万円	12万円
区分	石川県内 (金沢市・野々市市を除く)	石川県内 (金沢市・野々市市)													
1人の世帯	6万円	6万円													
2人の世帯		8万円													
3～4人の世帯	8万円	10万円													
5人以上の世帯	11万円	12万円													
<p>対象となる方</p>	<p>災害により下記のいずれかに該当する方</p> <p>①住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない方</p> <p>②半壊(「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。)であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う方</p> <p>③二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路等)が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できない方</p> <p>④住宅の応急修理制度を利用する方のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる方(半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者に限る。)</p> <p>⑤その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた方</p>														

必要書類等	まずは、物件の選定を行っていただくため、不動産団体相談窓口へご相談ください。										
その他											
お問合せ先	■物件(賃貸住宅)に関すること <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">県内の各宅地建物取引業者(不動産業者)・不動産団体</td> </tr> <tr> <td>団体名</td> <td>電話番号</td> </tr> <tr> <td>石川県宅地建物取引業協会</td> <td>☎076-291-2255</td> </tr> <tr> <td>全日本不動産協会石川県本部</td> <td>☎076-280-6223</td> </tr> <tr> <td>全国賃貸住宅経営者協会連合会金沢支部</td> <td>☎0120-27-1000 (接続番号 388006)</td> </tr> </table>	県内の各宅地建物取引業者(不動産業者)・不動産団体		団体名	電話番号	石川県宅地建物取引業協会	☎076-291-2255	全日本不動産協会石川県本部	☎076-280-6223	全国賃貸住宅経営者協会連合会金沢支部	☎0120-27-1000 (接続番号 388006)
	県内の各宅地建物取引業者(不動産業者)・不動産団体										
	団体名	電話番号									
	石川県宅地建物取引業協会	☎076-291-2255									
	全日本不動産協会石川県本部	☎076-280-6223									
全国賃貸住宅経営者協会連合会金沢支部	☎0120-27-1000 (接続番号 388006)										
■窓口 入居を希望する物件(賃貸住宅)のある市町が対応します。 環境建設課(建築住宅係) ☎0768-82-7756 受付時間 平日 8時30分~18時30分											



No.3-7 公営住宅(石川県)

支援の内容	県内にある県営住宅、国家公務員宿舎の空き住戸等を提供します。							
	住宅の種類	提供戸数 ※5月15日時点	所在地					
	県営住宅	259戸	金沢市、小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、内灘町					
	国家公務員宿舎 (財務省北陸財務局宿舎)	74戸	金沢市、小松市					
	<p>※お住まいの市・町の窓口、または避難先の市・町の窓口で、入居申込できます。</p> <p>※市町営住宅に関しては、各市町窓口にお問合せください。</p> <p>■入居期間</p> <table border="1"> <tr> <td>住宅の種類</td> <td>入居期間</td> </tr> <tr> <td>県営住宅</td> <td>入居日から原則1年以内(状況により延長)</td> </tr> <tr> <td>国家公務員宿舎 (財務省北陸財務局宿舎)</td> <td>入居日から原則1年以内(状況により延長)</td> </tr> </table> <p>■使用料 共益費、自治会費、光熱水費等は入居者負担です。(家賃、敷金、駐車場使用料は免除)</p>			住宅の種類	入居期間	県営住宅	入居日から原則1年以内(状況により延長)	国家公務員宿舎 (財務省北陸財務局宿舎)
住宅の種類	入居期間							
県営住宅	入居日から原則1年以内(状況により延長)							
国家公務員宿舎 (財務省北陸財務局宿舎)	入居日から原則1年以内(状況により延長)							
対象となる方	災害により、住宅に大きな被害を受けられた方							
必要書類等	<p>【県営住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅目的外使用許可申請書 ・誓約書 ・入居確認票 ・住民票の写し(取得が困難な場合、後日提出でも可) ・り災証明書(取得が困難な場合、り災証明書申請書等でも受付可) <p>【国家公務員宿舎】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員宿舎目的外使用許可申請書 ・誓約書 ・入居確認票 ・住民票の写し(取得が困難な場合、後日提出でも可) ・り災証明書(取得が困難な場合、り災証明書申請書等でも受付可) 							
その他	・生活家電の購入に対する支援が利用可能です。							
お問合せ先	石川県土木部建築住宅課 ☎076-225-1776 受付時間 平日 8時30分~17時15分							

No.3-8 生活家電の購入に対する支援【賃貸型応急住宅(みなし仮設)・公営住宅】

支援の内容	<p>賃貸型応急住宅(みなし仮設)や公営住宅の入居者へ洗濯機、冷蔵庫、テレビの購入に対する支援をします。</p> <p>■対象家電 洗濯機、冷蔵庫、テレビ ※その他の家電は対象外です。</p> <p>■支援額(上限)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家電1点につき 6万円(消費税を含む) ・1戸あたり総額13万円(送料・設置料・消費税を含む) <p>※超過分は自己負担となります。</p>
対象となる方	<p>災害により被災し、賃貸型応急住宅(みなし仮設)、公営住宅に入居する方</p>
必要書類等	<p>領収書などの証拠書類</p> <p>※制度開始前の購入分であっても対象となりますが、必ず領収書等の証拠書類を保存してください。</p>
その他	<p>・建設型応急仮設住宅(珠洲市)</p> <p>珠洲市の建設型応急仮設住宅では、この制度を利用し対象家電を整備しています。(任意の家電を選択することはできません。)</p> <p>賃貸型応急住宅(みなし仮設)等でこの制度を利用後に、建設型応急仮設住宅に転居する場合は、再度、この制度を利用した家電の整備はできません。</p>
お問合せ先	<p>みなし仮設や公営住宅への入居手続きの際に、併せてご相談ください。</p> <p>環境建設課(建築住宅係) ☎0768-82-7756</p> <p>受付時間 平日 8時30分~18時30分</p>



No.4 各種減免・支払いの猶予など

No.4-1 市民税の減免

支援の内容	令和5年度の市民税のうち、令和6年1月1日以後に到来する納期に係る税額を軽減または免除します。
対象となる方	災害により下記のいずれかに該当する方 ①死亡された方 ②生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった方 ③障害者となった方 ④自己所有(同一生計配偶者または扶養親族含む。)の住家が中規模半壊以上の損壊を受けた方で、前年中の合計所得が1,000万円以下の方
必要書類等	・市税減免申請書 ・災証明書(写し) ・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)
その他	手続きは、市役所窓口または郵送で受付しています。
お問合せ先	税務課 ☎0768-82-7735 受付時間 平日 8時30分～18時30分



No.4-2 軽自動車税の課税保留

支援の内容	災害により、所有する軽自動車が被害を受けて使用できなくなった場合、課税を一時的に保留します。
対象となる方	災害により使用できなくなった軽自動車を所有している方
必要書類等	・軽自動車税課税取消(保留)申立書 ・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)
その他	・手続きは、市役所窓口または郵送で受付しています。 ・軽自動車以外については、石川県税務課(☎076-225-1273)へお問合せください。
お問合せ先	税務課 ☎0768-82-7735 受付時間 平日 8時30分～18時30分



No.4-3 国民年金保険料の免除

<p>支援の内容</p>	<p>災害等で大きな被害を受けたことにより納付が困難な場合、保険料の全額が免除されます。</p> <p>■対象となる保険料 令和5年11月分から令和8年6月分まで</p> <p>■申請期間 申請は毎年度行う必要があります。現在、令和5年度(令和5年11月分から令和6年6月分まで)の申請を受け付けています。 令和6年度(令和6年7月分から令和7年6月分まで)については、令和6年7月以降に申請してください。</p>
<p>対象となる方</p>	<p>20歳以上60歳未満の第1号被保険者(月額16,980円[令和6年度]の国民年金保険料を納めている方)で、災害により被災し、住宅、家財その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方</p>
<p>必要書類等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書 ・国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被害状況届 ・り災証明書、または被害農林漁業者等と認定された被害認定書(写し) ・(保険金・損害賠償金等が支給された方)保険金・損害賠償金等の支給金額等を確認できる証明書等(写し) <p>※り災証明書等により損害の程度が確認できる場合は『被災状況届』の提出は不要です。 ※ご本人以外の方が提出する場合は、必要書類に併せて、本人からの「委任状」が必要です。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きは、市役所窓口、お近くの年金事務所または郵送で受付しています。 ・免除された期間の保険料については、10年以内に追納する(後から保険料を納める)ことによって、将来の年金受取額に反映することができます。
<p>お問合せ先</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民課(医療保険・年金係) ☎0768-82-7744 受付時間 平日 8時30分～18時30分 ・七尾年金事務所 ☎0767-53-6511 受付時間 平日 8時30分～17時15分 ・被災者専用フリーダイヤル(日本年金機構) ☎0120-808-678 受付時間 月曜日 8時30分～19時 火曜～金曜日 8時30分～17時15分 第2土曜 9時30分～16時 <div style="text-align: right;">  </div>

No.4-4 国民健康保険税の減免

支援の内容	<p>災害により、居住している住宅に損害を受けた、または、主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる等、それぞれの基準に該当する場合は、申請により国民健康保険税を免除または減額します。</p> <p>■対象となる保険税 令和5年度および令和6年度の保険税のうち、令和6年1月1日から令和7年3月31日の間に納期限が設定されているもの。 ※特別徴収の場合は、特別徴収年金給付の支払日</p> <p>■申請期間 令和7年3月31日まで</p> <p>■減免割合 複数の基準に該当する場合は、減免額の大きいものを適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>り災証明書の判定結果</th> <th>減免割合</th> </tr> <tr> <td>全壊</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊 床上浸水</td> <td>2分の1</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>主たる生計維持者が死亡、行方不明 または重篤な傷病を負った世帯</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>主たる生計維持者の 収入減少が見込まれる世帯</td> <td>対象保険税額※¹に、令和5年分の合計 所得金額の区分に応じた減免割合を乗 じた額※²</td> </tr> <tr> <td>主たる生計維持者以外の 被保険者が行方不明となった世帯</td> <td>当該世帯と被保険者全員について算定 した保険税額と行方不明者以外の被保 険者について算定した保険税額との差 額</td> </tr> </table> <p>※¹対象保険税額 = $A \times B / C$ A: 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額 B: 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる収入(事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入など。以下「事業収入等」という。)に係る令和5年中の所得の合計額※⁴ (減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額) C: 当該世帯の令和5年中の合計所得金額</p> <p>※²減免割合</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>主たる生計維持者の 令和5年分の合計所得金額</th> <th>減額・免除の割合</th> </tr> <tr> <td>300万円以下</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>10分の8</td> </tr> </table>	り災証明書の判定結果	減免割合	全壊	全部	大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊 床上浸水	2分の1	主たる生計維持者が死亡、行方不明 または重篤な傷病を負った世帯	全部	主たる生計維持者の 収入減少が見込まれる世帯	対象保険税額※ ¹ に、令和5年分の合計 所得金額の区分に応じた減免割合を乗 じた額※ ²	主たる生計維持者以外の 被保険者が行方不明となった世帯	当該世帯と被保険者全員について算定 した保険税額と行方不明者以外の被保 険者について算定した保険税額との差 額	主たる生計維持者の 令和5年分の合計所得金額	減額・免除の割合	300万円以下	10分の10	400万円以下	10分の8
り災証明書の判定結果	減免割合																		
全壊	全部																		
大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊 床上浸水	2分の1																		
主たる生計維持者が死亡、行方不明 または重篤な傷病を負った世帯	全部																		
主たる生計維持者の 収入減少が見込まれる世帯	対象保険税額※ ¹ に、令和5年分の合計 所得金額の区分に応じた減免割合を乗 じた額※ ²																		
主たる生計維持者以外の 被保険者が行方不明となった世帯	当該世帯と被保険者全員について算定 した保険税額と行方不明者以外の被保 険者について算定した保険税額との差 額																		
主たる生計維持者の 令和5年分の合計所得金額	減額・免除の割合																		
300万円以下	10分の10																		
400万円以下	10分の8																		

	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>550 万円以下</td> <td>10 分の 6</td> </tr> <tr> <td>750 万円以下</td> <td>10 分の 4</td> </tr> <tr> <td>1000 万円以下</td> <td>10 分の 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※³主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、令和5年分の合計所得金額に関わらず、対象保険税額の全部が免除となります。ただし、※⁵に該当する方は、給与収入の減少に伴う保険税減免の対象となりません。</p> <p>※⁴「減少が見込まれる事業収入等に係る令和5年中の所得額」が0円(マイナスも含む。)の場合、減免される保険税は0円となります。</p>	550 万円以下	10 分の 6	750 万円以下	10 分の 4	1000 万円以下	10 分の 2	
550 万円以下	10 分の 6							
750 万円以下	10 分の 4							
1000 万円以下	10 分の 2							
対象となる方	<p>国民健康保険の被保険者で、下記のいずれかに該当する世帯</p> <p>①主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯</p> <p>②主たる生計維持者が死亡、行方不明または重篤な傷病を負った世帯</p> <p>③主たる生計維持者の令和6年分の事業収入等の減少が見込まれ、次の全てに該当する世帯</p> <p>ア. 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償額等により補填されるべき金額を控除した額)が令和5年分の当該事業収入等の額の10分の3以上であること</p> <p>イ. 令和5年分の合計所得金額が1,000万円以下であること</p> <p>ウ. 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和5年分の所得の合計が400万円以下であること</p>							
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・珠洲市国民健康保険税減免申請書 ・り災証明書(写し) ・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど) <p>その他必要書類は別途お問合せください。</p>							
その他	<p>※⁵会社都合等による退職で、ハローワークから雇用保険受給資格者証が発行され、「特定受給資格者」または「特定理由離職者」に該当する人は、前年の給与所得を100分の30とみなして計算を行う軽減制度の対象となります(ただし、離職日時点で64歳以下の方に限ります)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全焼については、令和5年度限りの減免です。 ・手続きは、市役所窓口または郵送で行っています。 							
お問合せ先	<p>市民課(医療保険・年金係) ☎0768-82-7741</p> <p>受付時間 平日 8時30分~18時30分</p>							

No.4-5 後期高齢者医療保険料の減免

支援の内容	<p>災害により、被災された被保険者および主たる生計維持者が被災された方に関しては、申請により、保険料を減免します。</p> <p>■減免対象期間</p> <p>令和5年度および令和6年度の保険料であって、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納期限が令和6年1月1日から令和7年3月31日の普通徴収保険料 ・年金支給日が令和6年1月1日から令和7年3月31日の特別徴収保険料 <p>■申請期間</p> <p>令和7年3月31日まで</p> <p>■減免割合</p> <p>複数の基準に該当する場合は、減免額の大きいものを適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">り災証明書の判定結果</th> <th style="text-align: center;">減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">全壊</td> <td style="text-align: center;">全部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大規模半壊、中規模半壊、半壊、床上浸水</td> <td style="text-align: center;">2分の1</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">主たる生計維持者が死亡、行方不明、 重篤な傷病を負った方</td> <td style="text-align: center;">全部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主たる生計維持者の 収入減少が見込まれる世帯</td> <td style="text-align: center;">対象保険料額※¹に、令和5年分の 合計所得金額の区分に応じた減免割 合を乗じた額※²</td> </tr> </tbody> </table> <p>※¹対象保険料額 = A × B / C</p> <p>A: 同一世帯の被保険者について算定したそれぞれの保険料額</p> <p>B: 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる収入(事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入など。以下「事業収入等」という。)に係る令和5年中の所得の合計額※³(減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)</p> <p>C: 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者および当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した令和5年中の合計所得金額</p> <p>※²減免割合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">主たる生計維持者の 令和5年分の合計所得金額</th> <th style="text-align: center;">減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">300万円以下 または事業の廃止・失業の場合</td> <td style="text-align: center;">10分の10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">400万円以下</td> <td style="text-align: center;">10分の8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">550万円以下</td> <td style="text-align: center;">10分の6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">750万円以下</td> <td style="text-align: center;">10分の4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1000万円以下</td> <td style="text-align: center;">10分の2</td> </tr> </tbody> </table>	り災証明書の判定結果	減免割合	全壊	全部	大規模半壊、中規模半壊、半壊、床上浸水	2分の1	主たる生計維持者が死亡、行方不明、 重篤な傷病を負った方	全部	主たる生計維持者の 収入減少が見込まれる世帯	対象保険料額※ ¹ に、令和5年分の 合計所得金額の区分に応じた減免割 合を乗じた額※ ²	主たる生計維持者の 令和5年分の合計所得金額	減免割合	300万円以下 または事業の廃止・失業の場合	10分の10	400万円以下	10分の8	550万円以下	10分の6	750万円以下	10分の4	1000万円以下	10分の2
り災証明書の判定結果	減免割合																						
全壊	全部																						
大規模半壊、中規模半壊、半壊、床上浸水	2分の1																						
主たる生計維持者が死亡、行方不明、 重篤な傷病を負った方	全部																						
主たる生計維持者の 収入減少が見込まれる世帯	対象保険料額※ ¹ に、令和5年分の 合計所得金額の区分に応じた減免割 合を乗じた額※ ²																						
主たる生計維持者の 令和5年分の合計所得金額	減免割合																						
300万円以下 または事業の廃止・失業の場合	10分の10																						
400万円以下	10分の8																						
550万円以下	10分の6																						
750万円以下	10分の4																						
1000万円以下	10分の2																						

	※ ³ 「減少が見込まれる事業収入等に係る令和5年中の所得額」が0円(マイナスも含む。)の場合、減免される保険料は0円となりますのでご了承ください。
対象となる方	下記のいずれかに該当する方 ①主たる生計維持者が死亡、行方不明、重篤な傷病を負った方 ②居住する住宅が損害を受け、り災証明書の被害区分が「半壊」以上または、「床上浸水」の方 ③世帯の主たる生計維持者の令和6年分の事業収入等※ ⁴ の減少が見込まれ、次の全てに該当する世帯 ア. 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(補償金等により補填されるべき金額を控除した額)が令和5年分の当該事業収入等の10分の3以上であること イ. 世帯の主たる生計維持者の令和5年分の合計所得金額が1,000万円以下であること ウ. 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和5年分の所得の合計額が400万円以下であること
必要書類等	・後期高齢者医療保険料減免申請書 ・り災証明書(写し) ・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど) その他必要書類は別途お問合せください。
その他	※ ⁴ 令和6年分の収入に関しては見込額で提出可能です。ただし、見込みで提出された収入と実際の収入が大きく異なっていたことが判明した場合は、減免の取り消しや減免額の変更をさせていただきます。 ・全焼については、令和5年度限りの減免です。 ・手続きは、市役所窓口または郵送で受付しています。 ※石川県後期高齢者医療広域連合へ郵送も可
お問合せ先	・市民課(医療保険・年金係) ☎0768-82-7744 受付時間 平日 8時30分~18時30分 ・石川県後期高齢者医療広域連合 ☎076-223-0140



No.4-6 介護保険料の減免

支援の内容	<p>令和6年1月1日以降に納期限を迎える令和5年度・令和6年度分の保険料について、下記の該当する方の介護保険料を減免します。</p> <p>■減免割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>り災証明書の判定結果</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊</td> <td>2分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>■減免期間</p> <p>令和6年1月1日から令和7年3月31日までに納期限を迎えるもの</p>	り災証明書の判定結果	減免割合	全壊	全部	大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊	2分の1
り災証明書の判定結果	減免割合						
全壊	全部						
大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊	2分の1						
対象となる方	介護保険第1号被保険者(65歳以上)						
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料減免申請書 ・り災証明書(写し) ・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど) 						
その他	詳細は、福祉課にお問合せください。						
お問合せ先	<p>福祉課(高齢者支援係) ☎0768-82-7749</p> <p>受付時間 平日 8時30分～18時30分</p> 						

No.4-7 介護サービス利用料の免除

支援の内容	<p>介護保険サービスの利用料(自己負担分(食費・居住費は除く))について、下記の対象要件に該当する方の介護サービス利用料を免除します。</p> <p>介護サービスを受けている事業者の方、または担当のケアマネジャーに下記の対象要件に該当することを申告してください。</p> <p>■免除期間</p> <p>令和6年1月1日から令和6年9月30日までの介護サービス利用分</p> <p>※今後の状況によって延長する可能性があります。</p>
対象となる方	<p>下記のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> ①住家が全半壊、全半焼、床上浸水、またはこれに準ずる被災をした ②主たる生計維持者が死亡し、または重篤な疾病を負った ③主たる生計維持者の行方が不明である ④主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止した ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない
必要書類等	詳細は、福祉課にお問合せください。
その他	
お問合せ先	<p>福祉課(高齢者支援係) ☎0768-82-7749</p> <p>受付時間 平日 8時30分～18時30分</p> 

No.4-8 医療費の一部負担金免除(国民健康保険・後期高齢者医療保険)

<p>支援の内容</p>	<p>医療機関等の窓口で、下記の対象者である旨を申告することで、医療保険の窓口負担について、支払いが不要となります。</p> <p>また、下記対象期間に支払った窓口負担(一部負担金)については、下記対象となる方の①～⑤のいずれかにあてはまる場合、被保険者(国民健康保険の場合は世帯主)に対して、還付することができます。</p> <p>■対象期間 令和6年1月1日から9月30日まで</p>
<p>対象となる方</p>	<p>国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者で下記のいずれかに該当する方</p> <p>①住家が全半壊、全半焼、床上浸水、またはこれに準ずる被災をされた方 ②主たる生計維持者が死亡し、または重篤な疾病を負った方 ③主たる生計維持者の行方が不明である方 ④主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止された方 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方</p>
<p>必要書類等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書(写し) ・一部負担金免除申請書 ・領収書(または支払証明書) ・還付申請書
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等の窓口で申告した内容について、後日、珠洲市または石川県後期高齢者医療広域連合から確認が行われることがあります。 ・柔道整復、はり・きゅう、あんま・マッサージ、補装具などの療養費や移送費、入院時の食費、予防接種、文書代などの保険外費用については支払いが必要です。
<p>お問合せ先</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民課(医療保険・年金係) ☎0768-82-7741 受付時間 平日 8時30分～18時30分 ・石川県後期高齢者医療広域連合 ☎076-223-0140 <div style="text-align: right;">  </div>

No.4-9 保育料の減免

支援の内容	児童の属する世帯が現に居住している住宅または家財が、災害により被害を受けた場合は、保育料を減免します。	
	■減免割合	
	り災証明書の判定結果	減免割合
	全壊、全焼またはこれに類する著しい被害を受けた場合	全部
	半壊、半焼相当の被害を受けた場合	2分の1
	■減免対象 保育料、延長保育料	
	■減免期間 災害を受けた日の属する月から令和7年3月 31 日まで	
対象となる方	住宅または家財に半壊相当以上の損害を受けた方	
必要書類等	・保育料減免申請書 ・り災証明書(写し)	
その他	全ての児童の給食費は、当面の間、免除します。	
お問合せ先	福祉課(子育て支援係) ☎0768-82-7747 受付時間 平日 8時30分~18時30分	

No.4-10 小中学校の給食費の免除

支援の内容	市内の小中学校と義務教育学校の計11校で提供する給食を当面の間、無償化します。
対象となる方	すべての方
必要書類等	申請は不要です
お問合せ先	教育委員会事務局(学校教育係) ☎0768-82-7816 受付時間 平日 8時30分~17時15分

No.4-11 市営住宅および賃貸住宅コーポ晴気台の住宅使用料等免除

<p>支援の内容</p>	<p>災害によるライフライン等の途絶のため、市営住宅および賃貸住宅コーポ晴気台の住宅使用料等を免除します。</p> <p>■対象住宅</p> <p>①吾妻団地市営住宅 ②正院住宅市営団地 ③野々江団地市営住宅 ④賃貸住宅コーポ晴気台</p> <p>■免除期間</p> <p>免除はライフライン等の復旧状況を鑑みながら実施します。</p> <p>■免除対象</p> <p>住宅使用料、駐車場使用料(※使用料は無料となります。)</p>
<p>対象となる方</p>	<p>対象住宅に居住されている方</p>
<p>必要書類等</p>	<p>申請は必要ありません</p>
<p>お問合せ先</p>	<p>環境建設課(建築住宅係) ☎0768-82-7756 受付時間 平日 8時30分~18時30分</p> 

No.5 事業者に対する支援

No.5-1 なりわい再建支援事業

支援の内容	災害の被害を受けた石川県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等の工場・店舗などの施設、生産機械などの復旧費用等を補助します。 ■補助金額・補助率 補助金額 上限15億円 補助率 3/4(中堅企業等は1/2) ■公募期間 令和6年4月1日(月)～ ■補助対象経費 工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等
対象となる方	石川県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等
必要書類等	必要書類は別途お問合せください。
お問合せ先	【お問合せ先】 金沢事業者支援センター ☎0570-076-225 受付時間 平日 10時～17時 【書類提出先】 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1 石川県庁 経営支援課 金沢事業者支援センター (石川県なりわい再建支援補助金交付申請書在中と記載してください)



No.5-2 雇用調整助成金の特例措置

<p>支援の内容</p>	<p>災害に伴う経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業、教育訓練、出向に要した費用を助成します。</p> <p>■特例措置の内容</p> <p>①休業等または出向を実施した場合の助成率を引き上げます。 【中小企業】2/3 → 4/5 【大企業】1/2 → 2/3</p> <p>②支給日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長します。</p> <p>③新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。</p> <p>④過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、 ア. 通常、支給日数は3年間で通算150日までのところ、今回の特例の対象となった休業等については、この制限は適用しません。 イ. 前回の対象期間の満了日の翌日から1年を経過していなくても助成対象とします。</p> <p>⑤休業等規模要件(対象労働者の所定労働日数に対する休業等の延日数の割合)を緩和します。 【中小企業】1/20以上 → 1/40以上 【大企業】1/15以上 → 1/30以上</p> <p>⑥残業相殺を撤廃します。</p> <p>⑦生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮します。</p> <p>⑧最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。</p> <p>⑨地震発生時に事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。</p> <p>⑩計画届の事後提出を可能とします。</p>
<p>対象となる方</p>	<p>・災害に伴う経済上の理由により休業等または出向を行う事業主</p> <p>・休業等または出向の初日が令和6年1月1日から令和6年6月30日までの間にあ る雇用調整が対象</p>
<p>必要書類等</p>	<p>必要書類は別途お問合せください。</p>
<p>お問合せ先</p>	<p>・雇用調整助成金コールセンター ☎0120-603-999 受付時間 全日 9時～21時</p> <p>・石川労働局職業対策課 ☎076-265-4428 受付時間 平日 8時30分～17時15分</p> 

No.5-3 雇用保険の基本手当の特例措置

支援の内容	<p>災害に伴い、事務所が災害により休止・廃止したため休業を余儀なくされ、労働者に賃金(休業手当を含む)を支払うことができない場合、実際に離職していなくても、又は再雇用を約した一時的な離職の場合であっても、労働者の方は失業給付(雇用保険の基本手当)を受給することができます。</p> <p>※本特例措置を利用して、基本手当の支給を受けた方については、休業又は一時離職後に、元の事業所に復帰して雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業又は一時離職前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。また、休業されていた労働者の方が再び就業することになった場合、またはこの特例の実施期限(令和6年12月31日)が到来した場合には、改めて「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。</p>
対象となる方	<p>雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方</p> <p>※労働者が雇用されている事業所は被災地外でも、労働者の就業場所(店舗、建設現場、派遣先など)が被災地域内の場合も対象になります。</p>
必要書類等	<p>必要書類は別途お問合せください。</p>
お問合せ先	<p>石川労働局職業安定課 ☎070-4085-6584</p> <p>受付時間 平日 8時30分~17時15分</p> 

No.5-4 農林水産の相談窓口

支援の内容	<p>災害の影響を受けた農林漁業者を支援するため、県内に相談窓口を設置します。</p>
対象となる方	<p>詳細については、お問合せください。</p>
必要書類等	
お問合せ先	<p>【現地相談窓口】</p> <p>石川県珠洲農林事務所 ☎0120-338-760</p> <p>受付時間 毎日 9時~17時</p> <p>※対面による相談も実施中(予約制)</p> <p>【その他の窓口】</p> <p>(農業・畜産・林業に関すること)</p> <p>石川県奥能登農林総合事務所 ☎0768-26-2322</p> <p>受付時間 平日 9時~18時</p> <p>【漁業に関すること】</p> <p>石川県漁業協同組合 ☎076-234-8815</p> <p>受付時間 平日 9時~17時</p> 

No.5-5 能登事業者支援センター

<p>支援の内容</p>	<p>事業再建に向けた経営相談、補助金・融資・雇用維持等の支援制度に関する相談など 様々な相談に対応するため、能登事業者支援センターを開設しています。</p> <p>■対面相談 ※予約制</p> <p>ア. 受付時間 ①10時～ ②11時30分～ ③13時～ ④14時30分～ ⑤15時30分～</p> <p>イ. 予約方法 電話にて受付(☎0768-26-2380)</p> <p>■場所 石川県奥能登総合事務所 4階(のと里山空港内)</p>
<p>対象となる方</p>	<p>詳細については、お問合せください。</p>
<p>必要書類等</p>	<p>能登事業者支援センター ☎0768-26-2380</p> <p>受付時間 平日 10時～17時</p>
	

(令和 6 年能登半島地震)
被災者生活再建支援パンフレット(第 1 版)

※令和 6 年 5 月 17 日現在の情報を基に作成しています。
今後内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

発行年月 令和 6 年 5 月 17 日
編集発行 珠洲市役所
〒927-1295
石川県珠洲市上戸町北方 1 字 6 番地の 2
☎ 0768-82-2222

【珠洲市公式ホームページ】

